

四	三	二	一	行	二	令	○
發	用 振	の 法	發 号	名	成 件	五 六	政 府 務
行	等 替	條 律	行 称		二 等	年 号	資 告
方	法	項 及	の 及		十 を	十 一	金 示
法	の	び 根	び		五 次	一 第	調 示
	適	そ 抛	記		年 の	月 五	達 第

八	七	六	五	
口 イ	口 イ	口 イ		
額 最	払	発	方 募	
低 行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国	入 価 法 入	
額 入 価 ・ 別 債 札 格	入 価 ・ 别 債 札 格	入 価 ・ 别 債	札 格 決	
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定	
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の	
 千 万 円	千 四 四 五 円 千 十 兆 四 三 二 百 万 千 九 二 九 億 千 百 千 六 七 四 百 十 百 圓 八 八 億 十 九 八 千 万 五 七 百	額 億 額 面 二 面 金 千 金 額 万 額 で 円 で 四 五 千 兆 四 二 百 千 八 億 百 圓 八 十 九 万 五 七 百	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 返 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 価 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非	価 一 格 国 競 債 競 市 入 場 札 特 發 別 行 參 「 加 と 者 い 。 う 第 。 I 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九	振 替 單 位							
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入 価	發 行							
込 期 日	札 參 加	所 支 払	償 額	還 期 限	入 価 ・ 期 札 格 競	債 別 格 I	行 市 競 加 場	行 行 競 格 日							
平 成 二十 五年 十一 月 五 日	財 務 大 臣 から 通知 一 月 五 日	日 本 銀 行 額 を 百 円 に う つ 。 そ き き 百 円	額 面 金 額 と き 償 は 、 期 が の 銀 翌 營 業 業 日	償 當 還 た だ し と 償 還 年 二 月 十 行 日	た 成 し 、 六 年 二 月 月 十 日	平 成 大 臣 行 額 を 百 円 に う つ 。 そ き き 百 円	額 面 金 額 と き 償 は 、 期 が の 銀 翌 營 業 業 日	額 面 金 額 と き 償 は 、 期 が の 銀 翌 營 業 業 日	十 八 七 毛 円 上 に つ き 九 十 九	額 面 金 額 と き 償 は 、 期 が の 銀 翌 營 業 業 日	十 八 七 毛 百 百 毛 百 毛 百 九 九 九	額 面 金 額 と き 償 は 、 期 が の 銀 翌 營 業 業 日	十 八 七 毛 百 百 毛 百 毛 百 九 九 九	額 面 金 額 と き 償 は 、 期 が の 銀 翌 營 業 業 日	十 八 七 毛 百 百 毛 百 毛 百 九 九 九
受け た 者															

十
九
額
面
金
額
と
き
償
は
、
期
が
の
銀
翌
營
業
業
日